

審 査 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第7条第5項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者（委任先） : 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第5条第9項及び同条第10項において準用する第4条第2項（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先 : 岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係(電話058-271-2424) 主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備 考 :